

# 特定非営利活動法人ささえ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ささえという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、医療や介護、生活支援に関する事業を行い、地域住民のより良い福祉・保健・医療の実現とコミュニティ創りに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ④ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる特定非営利事業を行う。

- ① 生活相談支援事業
- ② かかりつけ薬局事業
- ③ ホームホスピス運営事業
- ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- ⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- ⑥ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
- ⑦ その他この法人の目的を達するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ

通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)



第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係わるものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### （合併）

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

#### （公告の方法）

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第 10 章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第 52 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |      |
|------|------|
| 理事長  | 吉田珠美 |
| 副理事長 | 山根利佳 |
| 理事   | 斎藤美徳 |
| 監事   | 高岡正人 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 無料 正会員会費 5,000 円 (1 年間分)

(2) 賛助会員入会金 無料 賛助会員会費 3,000 円 (1 年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人ささえ

| 役 名 | ふりがな<br>氏 名       | 住 所 又 は 居 所 | 報酬の有無 |
|-----|-------------------|-------------|-------|
| 理事  | よしだ たまみ<br>吉田 珠美  |             | 無     |
| 理事  | やまね りか<br>山根 利佳   |             | 無     |
| 理事  | さいとう みのり<br>斎藤 美徳 |             | 無     |
| 監事  | たかおか まさと<br>高岡 正人 |             | 無     |

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

現在（2025 年）奈良県全体の 65 歳以上の高齢者の割合は、33.5%に達する見込みです。奈良市においては、2020 年時点で高齢化率が 31.2%であり、これは、2025 年の全国平均 29.6%を上回る水準で高齢化が進行している状況を表しています。この数値は、世界各国において高齢者人口の割合が最も高い国の一つとして知られています。加えて、少子高齢化、核家族化、女性の就業率の上昇など社会状況のさまざまな変化の中で、私たちが願う地域社会での自分らしい暮らしの実現は、特に高齢・障がいを抱えた方にとってはますます困難な状況になってきています。

2024 年の介護保険制度改正では、自立支援・重度化防止に向けた対応や地域包括ケアシステムの深化・推進が大きく位置づけられ、「地域のなかで相互扶助のしくみをつくる」ことが制度の安定性・持続可能性の確保など社会全体の目標になってきています。このような中で、私たちは公益に基づく事業と地域に根差した活動を広めるために特定非営利活動法人を立ち上げることといたしました。

私たちは、定款に掲げる各号の事業を行い、専門病院や教育機関を始めとする様々な機関と連携し、地域のネットワーク作りに努めることで、これからの時代の新しい地域による支えあいのしくみづくりに寄与できればと考えます。また地域住民の相互扶助のしくみづくりのための活動に参画し、地域の福祉環境の向上に努め、高齢になっても障がいがあっても、住み慣れたところで親しい人と行き来しながら自分らしい暮らしができる豊かな地域社会の実現をめざし、ここに「特定非営利活動法人ささえ」を設立いたします。

### 2 申請に至るまでの経過

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 令和 6 年 1 1 月 | 地域の保健医療福祉の勉強会                    |
| 令和 7 年 2 月   | 地域の保健医療福祉の勉強会及び相談対応              |
| 令和 7 年 4 月   | 任意団体ささえ発足（構成員は看護師、薬剤師、福祉医療関係者など） |
| 令和 7 年 6 月   | 任意団体ささえ構成員による法人化の意思確認            |
| 令和 7 年 7 月   | 特定非営利活動法人設立準備                    |
| 令和 7 年 9 月   | 設立総会開催                           |

令和 7 年 9 月 1 9 日

特定非営利活動法人ささえ

設立代表者      吉田 珠美

令和7年度事業計画書

成立の日 から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人ささえ

1 事業実施の方針

(1) 特定非営利活動に係る事業

生活相談支援事業を事業とその他この法人の目的を達するために必要な事業を行う。  
生活相談支援事業では、奈良市内の各自治会や公民館などで相談会を実施し、地域性を勘案した保険医療福祉の相談会や講習を行い、地域福祉の向上と個別具体的な医療相談を実施する。

その他この法人の目的に達するために必要な事業では、法人の理念や事業を広く周知を行うための広報活動に努めると共に、医療専門機関、教育機関、その他関係各所と連携を深める活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の<br>事業名                    | 事業内容                      | 実施<br>予定<br>日時 | 実施<br>予定<br>場所 | 従事者<br>の予定<br>人数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>予定人数 | 支出見<br>込額<br>(千円) |
|-------------------------------|---------------------------|----------------|----------------|------------------|------------------------|-------------------|
| 生活相談支援事業                      | 地域住民の保健医療福祉に係わる包括相談・講習を行う | 通年             | 奈良市            | 6名               | 40名                    | 30                |
| かかりつけ薬局事業                     | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |
| ホームホスピス運営事業                   | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |
| 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業 | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |
| 介護保険法に基                       | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |

|                                       |                          |    |     |    |   |    |
|---------------------------------------|--------------------------|----|-----|----|---|----|
| づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業                  |                          |    |     |    |   |    |
| 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業 | 実施なし                     |    |     |    |   |    |
| その他この法人の目的を達するために必要な事業                | 全事業の運営、地域コミュニティに係わる活動を行う | 通年 | 奈良市 | 4名 | — | 20 |

(2) その他の事業

| 定款の事業名 | 事業内容 | 実施<br>予定<br>日時 | 実施<br>予定<br>場所 | 従事者の<br>予定<br>人数 | 支出見<br>込額<br>(千円) |
|--------|------|----------------|----------------|------------------|-------------------|
| 特になし   |      |                |                |                  |                   |

令和8年度事業計画書

2026年4月1日 から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人ささえ

1 事業実施の方針

(1) 特定非営利活動に係る事業

生活相談支援事業を事業とその他この法人の目的を達するために必要な事業を行う。

生活相談支援事業では、奈良市内の各自治会や公民館などで相談会を実施し、地域性を勘案した保険医療福祉の相談会や講習を行い、地域福祉の向上と個別具体的な医療相談を実施する。

その他この法人の目的に達するために必要な事業では、法人の理念や事業を広く周知を行うための広報活動に努めると共に、医療専門機関、教育機関、その他関係各所と連携を深める活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の<br>事業名                           | 事業内容                      | 実施<br>予定<br>日時 | 実施<br>予定<br>場所 | 従事者<br>の予定<br>人数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>予定人数 | 支出見<br>込額<br>(千円) |
|--------------------------------------|---------------------------|----------------|----------------|------------------|------------------------|-------------------|
| <u>生活相談支援事業</u>                      | 地域住民の保健医療福祉に係わる包括相談・講習を行う | 通年             | 奈良市            | 6名               | 100名                   | 58                |
| <u>かかりつけ薬局事業</u>                     | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |
| <u>ホームホスピス運営事業</u>                   | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |
| <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業</u> | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |
| <u>介護保険法に基</u>                       | 実施なし                      |                |                |                  |                        |                   |



|                                              |                          |    |     |    |   |    |
|----------------------------------------------|--------------------------|----|-----|----|---|----|
| <u>づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業</u>                  |                          |    |     |    |   |    |
| <u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業</u> | 実施なし                     |    |     |    |   |    |
| <u>その他この法人の目的を達するために必要な事業</u>                | 全事業の運営、地域コミュニティに係わる活動を行う | 通年 | 奈良市 | 4名 | — | 40 |

(2) その他の事業

| 定款の<br>事業名  | 事業内容 | 実施<br>予定<br>日時 | 実施<br>予定<br>場所 | 従事者<br>の予定<br>人数 | 支出見<br>込額<br>(千円) |
|-------------|------|----------------|----------------|------------------|-------------------|
| <u>特になし</u> |      |                |                |                  |                   |

設立当初の事業年度 活動予算書  
法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人ささえ  
(単位:円)

| 科目                       | 金額     |        |        |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| I 経常収益                   |        |        |        |
| 1. 受取会費                  |        |        |        |
| 正会員受取会費                  | 60,000 |        |        |
| 賛助会員受取会費                 | 0      |        |        |
| .....                    | 0      | 60,000 |        |
| 2. 受取寄附金                 |        |        |        |
| 受取寄附金                    | 0      |        |        |
| 施設等受入評価益                 | 0      |        |        |
| .....                    | 0      | 0      |        |
| 3. 受取助成金等                |        |        |        |
| 受取民間助成金                  | 0      |        |        |
| .....                    | 0      | 0      |        |
| 4. 事業収益                  |        |        |        |
| 生活相談支援事業収益               | 20,000 | 20,000 |        |
| その他この法人の目的を達するために必要な事業収益 | 0      |        |        |
| 5. その他収益                 |        |        |        |
| 受取利息                     | 0      |        |        |
| 雑収益                      | 0      |        |        |
| .....                    | 0      | 0      |        |
| 経常収益計                    |        |        | 80,000 |
| II 経常費用                  |        |        |        |
| 1. 事業費                   |        |        |        |
| (1) 人件費                  |        |        |        |
| 給料手当                     | 0      |        |        |
| 法定福利費                    | 0      |        |        |
| 退職給付費用                   | 0      |        |        |
| 福利厚生費                    | 0      |        |        |
| .....                    | 0      |        |        |
| 人件費計                     | 0      |        |        |
| (2) その他経費                |        |        |        |
| 会議費                      | 1,500  |        |        |
| 通信費                      | 5,000  |        |        |
| 旅費交通費                    | 20,000 |        |        |
| 施設等評価費用                  | 0      |        |        |
| 消耗品費                     | 5,000  |        |        |
| 広告宣伝費                    | 15,000 |        |        |
| 新聞図書費                    | 3,500  |        |        |
| 減価償却費                    | 0      |        |        |
| 支払利息                     | 0      |        |        |
| .....                    | 0      |        |        |
| その他経費計                   | 50,000 |        |        |
| 事業費計                     |        | 50,000 |        |
| 2. 管理費                   |        |        |        |
| (1) 人件費                  |        |        |        |
| 役員報酬                     | 0      |        |        |
| 給料手当                     | 0      |        |        |
| 法定福利費                    | 0      |        |        |
| 退職給付費用                   | 0      |        |        |
| 福利厚生費                    | 0      |        |        |
| .....                    | 0      |        |        |
| 人件費計                     | 0      |        |        |
| (2) その他経費                |        |        |        |
| 旅費交通費                    | 5,000  |        |        |
| 事務用品費                    | 10,000 |        |        |
| 通信費                      | 3,000  |        |        |
| 雑費                       | 2,000  |        |        |
| 減価償却費                    | 0      |        |        |
| 支払利息                     | 0      |        |        |
| .....                    | 0      |        |        |
| その他経費計                   | 20,000 |        |        |
| 管理費計                     |        | 20,000 |        |
| 経常費用計                    |        |        | 70,000 |
| 当期経常増減額                  |        |        | 10,000 |
| III 経常外収益                |        |        |        |
| 1. 固定資産売却益               |        |        |        |
| .....                    |        | 0      |        |
| 経常外収益計                   |        |        | 0      |
| IV 経常外費用                 |        |        |        |
| 1. 過年度損益修正損              |        |        |        |
| .....                    |        | 0      |        |
| 経常外費用計                   |        |        | 0      |
| 当期正味財産増減額                |        |        | 10,000 |
| 設立時正味財産額                 |        |        | 0      |
| 次期繰越正味財産額                |        |        | 10,000 |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

2026年度事業年度 活動予算書  
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人ささえ  
(単位:円)

| 科目                       | 金額     |        |         |
|--------------------------|--------|--------|---------|
| I 経常収益                   |        |        |         |
| 1. 受取会費                  |        |        |         |
| 正会員受取会費                  | 60,000 |        |         |
| 賛助会員受取会費                 | 0      |        |         |
| .....                    | 0      | 60,000 |         |
| 2. 受取寄附金                 |        |        |         |
| 受取寄附金                    | 0      |        |         |
| 施設等受入評価益                 | 0      |        |         |
| .....                    | 0      | 0      |         |
| 3. 受取助成金等                |        |        |         |
| 受取民間助成金                  | 0      |        |         |
| .....                    | 0      | 0      |         |
| 4. 事業収益                  |        |        |         |
| 生活相談支援事業収益               | 90,000 | 90,000 |         |
| その他この法人の目的を達するために必要な事業収益 | 0      |        |         |
| 5. その他収益                 |        |        |         |
| 受取利息                     | 0      |        |         |
| 雑収益                      | 0      |        |         |
| .....                    | 0      | 0      |         |
| 経常収益計                    |        |        | 150,000 |
| II 経常費用                  |        |        |         |
| 1. 事業費                   |        |        |         |
| (1) 人件費                  |        |        |         |
| 給料手当                     | 0      |        |         |
| 法定福利費                    | 0      |        |         |
| 退職給付費用                   | 0      |        |         |
| 福利厚生費                    | 0      |        |         |
| .....                    | 0      |        |         |
| 人件費計                     | 0      |        |         |
| (2) その他経費                |        |        |         |
| 会議費                      | 3,500  |        |         |
| 通信費                      | 10,000 |        |         |
| 旅費交通費                    | 40,000 |        |         |
| 施設等評価費用                  | 0      |        |         |
| 消耗品費                     | 16,000 |        |         |
| 広告宣伝費                    | 25,000 |        |         |
| 新聞図書費                    | 3,500  |        |         |
| 減価償却費                    | 0      |        |         |
| 支払利息                     | 0      |        |         |
| .....                    | 0      |        |         |
| その他経費計                   | 98,000 |        |         |
| 事業費計                     |        | 98,000 |         |
| 2. 管理費                   |        |        |         |
| (1) 人件費                  |        |        |         |
| 役員報酬                     | 0      |        |         |
| 給料手当                     | 0      |        |         |
| 法定福利費                    | 0      |        |         |
| 退職給付費用                   | 0      |        |         |
| 福利厚生費                    | 0      |        |         |
| .....                    | 0      |        |         |
| 人件費計                     | 0      |        |         |
| (2) その他経費                |        |        |         |
| 旅費交通費                    | 5,000  |        |         |
| 事務用品費                    | 20,000 |        |         |
| 通信費                      | 10,000 |        |         |
| 雑費                       | 5,000  |        |         |
| 減価償却費                    | 0      |        |         |
| 支払利息                     | 0      |        |         |
| .....                    | 0      |        |         |
| その他経費計                   | 40,000 |        |         |
| 管理費計                     |        | 40,000 |         |
| 経常費用計                    |        |        | 138,000 |
| 当期経常増減額                  |        |        | 12,000  |
| III 経常外収益                |        |        |         |
| 1. 固定資産売却益               |        |        |         |
| .....                    |        | 0      |         |
| 経常外収益計                   |        |        | 0       |
| IV 経常外費用                 |        |        |         |
| 1. 過年度損益修正損              |        |        |         |
| .....                    |        | 0      |         |
| 経常外費用計                   |        |        | 0       |
| 当期正味財産増減額                |        |        | 12,000  |
| 前期繰越正味財産額                |        |        | 10,000  |
| 次期繰越正味財産額                |        |        | 22,000  |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。